

対して「自然保護対策要綱」だけでは対応しきれない、ということがはっきりしてきたので「要綱」の改正も含めた新しい法体系を創ることになりました。

**Q：条例に強制力はあるのですか？ 守らなかったらどうなりますか？ 罰則はありますか？**

**A：**環境基本条例は、環境保全の基本理念を定め、町が今後作成する「環境基本計画」の法律的な「後ろ盾」となる性格のもので、罰則や、強制力はありません。むしろ、公共団体が今後計画を創り実行するための規律のようなものです。

今後、いくら良い条例や計画を作っても実際にそれが効果を上げることができるかどうかは、「住民の目・エネルギー」にかかっています。「絵に描いた餅」にならないようにするには、住民への適切な情報公開と、住民自らがこの計画の作成へ積極的にかかわることが大切ではないでしょうか。

2020年末に行われた、「環境基本条例（案）へのパブリックコメント」は、59件もありました。住民の関心・期待の高さがうかがえ、頼もしい限りです。

**Q：町民、事業者、町の役割は明記されるのですか**

**A：**条例第4条～8条に、町・事業者・町民・別荘所有者・滞在者の責務が定められています。

「軽井沢町環境基本条例」全文は、町のHPに掲載されています。

<https://www.town.karuizawa.lg.jp/www/contents/1623149605404/simple/kankyokihon.pdf>

**Q：いつ頃環境基本計画はできるのですか。**

**A：**今年度、検討委員会などの体制を確立し準備作業に着手し、令和4年度に住民アンケート・ワークショップを行い、環境基本計画の素案が作られる予定です。この素案に対するパブリックコメントも行い、令和5年10月には最終案を確定する予定です。

その後、住民への周知や広報をおこなう予定です。7月28日の自然保護審議会で「計画の基礎となる自然の状況を早く調査すべき」という意見も出て、計画作成と並行してなんらかの調査を開始するということになりました。

[幹事]



## 報 告

### 特定外来植物駆除活動 7月13日 (火)

今年初のアレチウリ駆除作業を町環境課とともに実施した。

昨年よりも1か月以上遅れたので大変な状況になっているかと心配したが、何年も続けている駆除の効果で、かなり抑え込まれていることが実感できてホッとした。

佐久では、市からの呼びかけに対し、地域貢献活動として高校生がオオキンケイギク

駆除に参加している。次代を担う子供たちが加わることで、一般市民の理解者や参加者が増えるきっかけになるのではないかとと思う。

軽井沢でも住民に声をかけ、豊かな自然環境を守るための活動として理解してもらい、一人でも多くの参加をお願いしたいものだ。

[須永 久]